

## 第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会

### 令和 3 年度第 2 回滋賀県自動車・同附属品製造業専門部会議事要旨

開催日時	令和 3 年 10 月 7 日（木） 9 時 24 分～11 時 52 分
開催場所	滋賀労働局 6 階会議室
出席状況	<p>公益代表委員（定数 3 人） 片山 聡 平井建志 松田有加          労働者代表委員（定数 3 人） 池内正博 鈴木敏和 吉村蔵志          使用者代表委員（定数 3 人） 佐々木浩介 西田保夫 三浦浩明          事務局 4 人 矢野労働基準部長、綿貫賃金室長、          神崎室長補佐、福岡賃金指導官</p>
主要議題	滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について (金額審議)
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要</p> <p><b>労側委員の主張</b></p> <p>今年 4 月から 6 月の JAM の景況調査(売上高)では、回復基調にある。また、2020 年工業統計のよる付加価値額を比較した場合、京都の付加価値額に対して滋賀は高いが、特定最賃の金額は逆に京都よりも低い。</p> <p>今春闘連合のパート賃金妥結額、先に結審した他局の状況、特定最賃は基幹労働者に適用されるものであり本来地賃と同額程度以上引き上げるべきものであることを考え、今年度地賃の引き上げ額を超える額を提示する。</p> <p><b>使側委員の主張</b></p> <p>京都との格差是正を付加価値で検討することは、完成車メーカーの所在する府県ほど付加価値が高くなる傾向があることから、これによる検討はできないとして、令和 3 年春季労使交渉妥結状況(従業員 300 人未満)の製造業妥結額平均や、経団連 2021 年春季労使交渉妥結結果(100 人未満)のアップ率にもとづいて算出した引上げ額を提示。その後、審議を経て、新型コロナ禍の影響が無かった令和元年度の引上げ額 20 円をベースに、令和元年度まで回復していない分を考慮し算出した額として、引上げ額 18 円を提示。</p> <p>・ 労使の意見の隔たりが埋まらず、この日の審議は終了した。</p> <p>・ 次回は専門部会（第 3 回） 令和 3 年 10 月 20 日(水) 9 : 30～</p>